

東部ブロック編

(01) 足立区 住宅確保給付金

再就職をめざしている方に住宅費を支援(住居確保給付金事業)

足立区では、離職、自営業の廃止又は個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方で、常用就職を目指して求職活動なさる場合に一定期間、家賃相当額を支給します。

(02) 荒川区 家賃でお困りの方へ(住居確保給付金)

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を失った方、または失うおそれのある方を対象として、一定期間、家賃相当額を支給するとともに、就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。(生活困窮者自立支援制度に基づく給付金です。)

また、令和2年4月20日より、対象者が拡がり、休業等により収入が著しく減少し、離職等と同程度の状況にある方も対象となります。

(03) 葛飾区 生活困窮者自立支援制度

葛飾区では、自立相談支援の窓口を設置し、相談内容に応じて下記の支援を行っております。「生活に困っているが、どうしたらよいかわからない」「仕事がなかなか見つからない」などお悩みの方は、自立相談支援窓口をご利用ください。お電話でのご相談も可能です。新型コロナウイルス感染症の影響を含め、生活困窮となった方はご相談ください。

なお、「緊急事態宣言」が発出されたため、自立相談支援窓口へ電話(03 - 5654 - 8625)によりご連絡ください。令和2年4月20日から住居確保給付金の支給対象者が拡大となります。

(04) 文京区 住宅確保給付金

「住居確保給付金」とは、離職等であって住宅を失っている方又は失うおそれのある方を対象として、就職の支援とともに、3カ月間(最長9カ月間)家賃助成を行うものです。

(05) 台東区 住居確保給付金の支給(生活困窮者自立支援制度)

離職等により経済的に困窮し、家賃の支払いにお困りの方または住むところを失ってしまった方を対象に、安心して就職活動ができるよう、家賃に充てるための費用(住居確保給付金)を支給します。また、相談員より、再就職に向けた支援も行います。令和2年4月20日より対象者が広がり、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方も支給対象となります。

住居確保給付金の支給につきましては、申請の際にお客様の生活状況や就労状況をお伺いしたうえで審査・決定させていただいております。そのため、申請の際にはお客様のご来庁いただくことをお願いしております。現在、窓口が大変混み合っておりますため、窓口でのご相談は予約制とさせていただきます。新型コロナウイルス感染症の拡大も懸念されておりますので、ご相談にお越しになられる際は、事前のご予約をお願いいたします。

江東ブロック編

(06) 墨田区 生活にお困りの方相談 住居確保給付金事業

離職等(離職又は自営業の廃業)、又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮し、住居を喪失した方、または喪失するおそれがある方には、就職に向けた活動をすることなどを要件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えたくらうえで、就職に向けた支援を行います。詳細は「住居確保給付金支給要件について」をご覧ください。

(07) 江東区 離職して住居に困っている方(住居確保給付金事業)

新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、本事業の支給対象範囲を下記のとおり拡大します。(令和2年4月20日より)【これまでの対象者】離職・廃業から2年以内の方【令和2年4月20日以降の対象者】離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方、給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらない理由で減少した方が対象です。

(08) 江戸川区 生活困窮者住居確保給付金

生活困窮者に対して、住宅および就労機会の確保支援が目的です。離職等による収入減少から経済的に困窮していて、就労能力および就労意欲があり、以下の申請要件等に該当する方に、家賃額基準を上限とした家賃相当額を住居確保給付金として支給します。この給付を受けるためには、自立相談支援を受けることが必要です。

なお、既に住宅を喪失している場合は、社会福祉協議会が窓口となる総合支援資金(住宅入居費)の貸付を利用して、新たに住宅を確保した時点からの給付になります。

城北ブロック編

(09) 板橋区 いたばし生活仕事サポートセンター 住宅確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失う恐れのある方に、一定期間、就職活動をしている間の住居の家賃相当額を支給します。※支給期間は原則 3 か月、一定の支給要件があります。

(10) 豊島区 住居確保給付金の支給(生活困窮者自立支援制度)

本事業は、離職者であって、就労能力及び就労意欲のあるかたのうち、住宅を喪失しているかた、または喪失するおそれのあるかたに対して、住居確保給付金を支給することにより、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的としています。

(11) 北区 住居確保給付金の支給

離職・自営業の廃業から2年以内またはやむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方で、就労能力及び常用就職の意欲があり、住宅を喪失または喪失するおそれのある方に対し、原則 3 ヶ月間「住居確保給付金」を支給するとともに、就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

(12) 練馬区 失業等により住居に困っている方へ(生活困窮者住居確保給付金)

生活困窮者住居確保給付金制度とは、離職、自営業の廃止または個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮し、住居を喪失した方もしくは喪失するおそれのある方に家賃相当額を支給し、住まいと就業機会の確保に向けた支援を行うものです。

令和 2 年 4 月 1 日より、年齢要件が撤廃され、65 歳以上の方も対象となりました。また、令和 2 年 4 月 20 日より、新型コロナウイルスの影響など個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮した方も対象となりました。

南部ブロック編

(13) 港区 住宅確保給付金

港区 住宅確保給付金

支給額 ※下記の上限額を限度として、収入に応じて調整された額を支給

世帯人数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
上限額	69,800円	75,000円	81,000円	86,000円

支給期間:3か月間(一定の条件により、3か月間の延長及び再延長が可能)

支払方法:大家等へ代理納付

(13) 中央区 住宅確保給付金

中央区 住宅確保給付金

支給上限金額 ※生活保護の住宅扶助特別基準に準拠しています。

世帯人数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人~6人世帯	7人以上世帯
上限額	69,800円	75,000円	81,000円	86,000円	91,000円	97,000円

支給期間:3ヶ月間(一定の要件により最長6ヶ月の延長が可能)

支払方法:区から入居住宅の貸主等に直接住居確保給付金をお振込みいたします

(13) 千代田区 住宅確保給付金

千代田区住宅確保給付金

支給額:下記の計算式により算出した額を支給します。

【単身世帯】= 69,800 - (申請月の世帯収入額 - 84,000) ※上限額 69,800円

【2人世帯】= 75,000 - (申請月の世帯収入額 - 130,000) ※上限額 75,000円

【3人世帯】= 81,000 - (申請月の世帯収入額 - 172,000) ※上限額 81,000円

【4人世帯】= 86,000 - (申請月の世帯収入額 - 214,000) ※上限額 86,000円

支給給期間:原則3ヶ月間ですが、一定の要件により延長できる場合があります。

(14) 品川区 住居確保給付金の支給

離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失した方または住宅を喪失するおそれのある方に対し住居確保給付金を支給することにより住宅および就労機会の確保に向けた支援を行う制度です。

(15) 大田区 住居確保給付金

離職等により経済的に困窮し、住居を失っている又は住居を失うおそれのある方へ、家賃相当額を支給するとともに、就労支援を行います。

令和2年4月20日より対象者が拡大され、個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により、就労の状況が離職・廃業の場合と同等程度の状況にある方も対象になります。

西部ブロック編

(16) 目黒区 めぐる 暮らしの相談窓口

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、目黒区では生活や仕事などでお困りの方に対する相談窓口「めぐろ 暮らしの相談窓口」を開設しています。生活上の不安やお困りになっていることを一緒に考え、一人ひとりの状況に応じた相談・支援を行います。

(17) 渋谷区 家賃の助成(住居確保給付金)

離職によって住居を喪失、または喪失するおそれのある人に家賃相当額を支給するとともに、就労支援を行います。給付金は渋谷区から入居住宅の貸主などに振り込まれます。支給額は収入額に応じた調整があります。

単身世帯の上限＝53,700円、2人世帯の上限＝64,000円、3～5人世帯の上限＝69,800円

(18) 世田谷区 住居確保給付金(就労支援と家賃助成)

離職後2年以内の方で、住まい(賃貸)を喪失するか、喪失のおそれのある方に、就労支援とともに、3ヶ月間の家賃助成を行います。令和2年4月20日より、対象者が拡がり、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方も給付対象となります。

(19) 新宿区 住居確保給付金の支給

離職等により住居を失った方又は住居を失うおそれがある方に、一定期間、家賃相当額を給付します。従来の「離職等から2年以内の方」に加え、「個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮している方」も対象となります。

(20) 中野区 「住居確保給付金事業」のお知らせ

離職等の理由で経済的に困窮し、住居を失っている方や失うおそれのある方を対象として、住居確保給付金を支給するとともに、再就職に向けた支援を行います。

(21) 杉並区 住居確保給付金の支給事業

これまで離職や廃業で仕事を失ってから2年以内の人が対象でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、休業などで収入が減った人も制度の対象となりました。令和2年4月20日以降の申請分からで、暮らしのサポートステーションで受け付けます。

2人世帯の場合⇒

月収19万4,000円、預貯金78万円以下という基準が設けられていて、毎月6万4,000円を上限に支給されます。

単身世帯の場合⇒

月収13万7,700円、預貯金50万4,000円以下という基準が設けられていて、毎月5万3,700円を上限に支給されます。

多摩東ブロック編

(22) 三鷹市生活・就労支援窓口(就職するために住居の確保が必要な場合)

離職などで住居を失ったかた、または失う恐れの高いかたに、原則3カ月間(最大9カ月間)家賃相当額を支給します。なお、この制度を受けるには、収入や資産要件のほか、就職活動を行うことなどが条件となります。

(22) 武蔵野市 住居確保給付金事業

就労能力・意欲のあるかたで、離職、自営業の廃止又は個人の責めに帰すべき理由や都合によらない就業機会等の減少により、住宅を喪失されたかた(またはそのおそれのあるかた)に、有期で家賃額相当(上限があります)の給付金を支給します。現在の収入・手持ちの資産を世帯ごとに確認した上で申請要件に当てはまるかを確認します。まずは、健康福祉部生活福祉課生活相談係に電話相談(☎0422-60-1254)の上、手続き書類等を福祉公社で準備していきます。

(35) 狛江市 生活困窮に関する相談窓口(こま YELL) 住居確保給付金

働ける能力と働く意欲のある離職者であって、住居を失った方または失うおそれのある方を対象として、一定期間、家賃相当額を支給します。また公共職業安定所と協力しながら就労支援をし、住居および就労機会の確保に向けた支援を行います。

※利用する場合は自立相談支援を受ける必要があります。資産や収入、就職活動等の要件があります。

※令和2年4月20日から住居確保給付金の支給に関する要件等の変更が予定されています。

(24) 調布 住居確保給付金の支給

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を失った方又は失うおそれのある方に対して、家賃相当額(住居確保給付金)を支給することで、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。なお、当給付金は生活困窮者自立支援法に基づく事業であるため、給付金を受ける場合には「調布ライフサポート」による自立相談支援を受けることが必要となります。

【収入要件】

区分	収入(月額)
単身世帯	84,000 円に家賃相当額(支給限度額が上限)を加えた額未満
2人世帯	130,000 円に家賃相当額(支給限度額が上限)を加えた額未満
3人世帯	172,000 円に家賃相当額(支給限度額が上限)を加えた額未満

多摩西ブロック編

(26) 立川市 住居確保給付金の支給

離職・廃業により住居を失った方、または失うおそれのある方に、住居確保給付金として一定期間家賃相当額を支給します。

※令和2年4月20日より、支給対象範囲の拡大がありました。年齢要件が無くなり、給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方が追加になるなど、詳しい要件の変更内容については、下記「立川市くらし・しごとサポートセンター」へお尋ねください。

(26) 昭島市 くらし・しごとサポートセンター（生活困窮者自立支援制度）

暮らしや仕事、家計などに関する相談窓口を開設しています。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業所の休業等により、収入が減少したことなどから、住居や生活に不安のあるかたの相談を受け付けています。休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にあるかたの住居確保給付金の相談も受け付けています。

開設日：月曜日から金曜日まで（ただし、祝日、年末年始を除く）開設時間：午前8時30分から午後5時15分まで
電話番号：042-519-2033 ファックス番号：042-519-2034

(32) あきる野市 生活困窮者自立支援事業

就労能力や就労意欲のある方で、過去2年以内の離職などにより住居を喪失または喪失するおそれがある方に対して、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

(32) 青梅市 住居確保給付金

離職や事業の廃止、給与等が個人の責任や都合によらず減少した方等で、再就職のために住居の確保が必要な方を対象とした家賃補助制度として、住居確保給付金があります。

(32) 羽村市 生活困窮者自立支援制度

離職により住居を失った方や、または失うおそれのある方を対象とした家賃相当額の給付（有期）と就職に向けた支援を実施します。

(32) 福生市 生活困窮者自立支援制度

離職等により、住居を失うおそれのある方に住居確保給付金を支給します。離職後2年を経過していないことや、収入・資産等の要件があります。支給額には上限があり、支給期間は原則として3か月です。受給中には就職に向けた活動を行っていただきます。

(32) 日の出町 瑞穂町 奥多摩町 檜原村

離職中で生活に困窮している方に家賃相当の給付金を支給します

- 相談の初期段階で支給要件に該当するかどうかを明らかにします。
- 給付期間中は就労支援を一体的に実施します。そのため、相談センターによる面談やセミナーを月 4 回以上受けていただき、ハローワークの職業相談には月 2 回以上出向いて、就労活動に積極的に取り組む必要があります。
- 生活が窮迫し緊急を要する場合は、福祉事務所の保護担当係につながります。

(33) 小金井市 しごとや生活に困っている方 自立相談サポートセンター

離職または自営業の廃業により経済的に困窮し、住居を失った方または失うおそれのある方に、一定期間家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えたうえで、就職に向けた支援を行います。(支給要件に該当し、就職に向けた活動をするなどの条件があります。)

(33) 国分寺市 住居確保給付金の支援対象者を拡大

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、住居確保給付金の支給対象者が拡大されました。

(23) 府中市 住居確保給付金

住居確保給付金は、離職・廃業した日から 2 年を経過していない方で、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅がない方又は失うおそれのある方を対象に、住宅費を支給するとともに、就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う制度です。

令和 2 年 4 月 20 日からはこれに加え、給与等を得る機会が個人の都合によらないで減少し、離職又は廃業には至っていないものの、こうした状況と同程度の状況にある方も対象となります。

(23) 国立市 住宅確保給付金

離職・廃業から 2 年以内の方(注)であって就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方に対して、住宅費を支給するとともに、就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

多摩南ブロック編

(31) 八王子 住宅確保給付金

離職・廃業から2年以内の方 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方収入・資産要件や求職活動を行っていただくなどの条件があります。

(36) 日野 住居確保給付金事業

離職等で家賃を支払えなくて困っている方に原則 3 カ月間を上限に家賃を補助します。離職後 2 年以内の方や就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由・都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度にある方で、住居がないか又はなくなるおそれのある方。

(30) 多摩市 住居確保給付金(家賃補助)の支給対象者が拡大

住居確保給付金は、経済的に困窮し、住宅を失ったまたは失うおそれのある方に、就職に向けた活動をするなどを条件に、原則 3 か月間、家賃相当額(上限あり)を市から住宅の貸主に支給する制度です。

(30) 稲城市 住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。一定の要件を満たした方が対象です。また住居確保給付金には支給上限額があります。

(28) 町田市 住居確保給付金

離職等により住宅を失った、もしくは失う恐れのある方に対して、就職に向けた活動を行うことなど、支給要件を満たした方に、賃貸住宅の家賃を一定期間支給します。生活の土台となる住居確保を保障することで、安心して就職活動に集中できるように支援を行います。

多摩北ブロック編

(34)小平市 住居確保給付金の支給 こだいら生活相談支援センター

離職などにより住居を失った方、または失うおそれのある方に、住居確保給付金として一定期間家賃相当額を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援をします。

(34)東村山市 住居確保給付金の支給

離職などにより経済的に困り、住居を失った又は失うおそれのあるかたに対し、家賃相当分(上限あり)の住居確保給付金を支給することにより、これらのかたの安定した住居の確保及び就労機会の確保ができるよう専門の相談員が支援を行います。

(29)清瀬市 きよせ生活相談支援センター「いっぽ」 住居確保給付金給付事業

離職等により、経済的に困窮し住居を失われた方、または住居を失うおそれのある方への支援です。住まいを維持するため、専門の相談員が諸手続きをお手伝いしながら、ハローワークの協力のもと、一定期間、家賃の実費分の支給を受けることができます。

(29)東久留米市 住居確保給付金事業

失業・離職者であり就労意欲や能力のある方のうち、住居を喪失している方もしくは家賃の支払いが困難で喪失するおそれのある方に家賃相当額を支給し、住まいと就労機会の確保に向けた支援を行います。自立相談支援事業と合わせての利用となります。

(25)西東京市 住宅確保給付金事業

離職後2年以内の65歳未満の方で住居を喪失しているか喪失するおそれある方に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。※資産、収入等の要件があります。

(27)武蔵村山市 住宅確保給付金事業

就労能力及び意欲のある離職者のうち、住宅を失ったかた又は失うおそれのあるかたを対象として、有期で家賃相当額を支給します。支給対象者には、市とハローワークによる就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

(27)東大和市 住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します。離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の基礎となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。